

議事要旨(2)企業会計基準適用指針公開草案第 24 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」のコメントについて

秋葉主席研究員より、公開草案に対するコメントの紹介及び対応案についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。なお、当該説明に対する委員等からの質問や指摘事項はなかった。

- ・ 新株予約権を交付した時の会計処理(50 項)について、株主に対して「取得に直接要した支出額に準じて」交付する旨の記載となっており違和感がある旨のコメントがあったため、株主へ交付した場合は「取得の対価」として整理して記載する。
- ・ 公開草案の対象と直接の関係はないが、「取得」と判定された株式交換の場合には株式交換完全親会社を取得した子会社株式に係る一時差異に関する税効果は認識しない(115 項)という定めがあるが、このほかの場合として、例えば、共通支配下の取引にて子会社と他の子会社との間の株式交換において当該子会社を取得した孫会社株式の一時差異や、子会社が他の子会社へ分割型の会社分割をおこなった場合に親会社を取得した当該子会社株式の一時差異など、税効果の取扱いについて明記することが望ましい旨のコメントがあった。

この点については、115 項と同様の取扱いとするかどうか、専門委員会で時間をかけて検討しているものの、どこまで範囲を広げるか、理由をどうするか、といった論点があることと、そもそも「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第 10 号、公認会計士協会)を見直す必要があるかどうかという議論にまで至っているため、引き続き検討している状況である。
- ・ 共通支配下において現金を対価として株式を受け取る場合(448 項(3))に関して、例えば土地を対価として株式を受け取った場合にはのれんが生じるかどうか、また、会社分割の場合にはどうか、という旨のコメントがあった。公開草案において、通常の現金対価の株式購入の場合にはのれんは生じないという整理としたため、対価が土地の場合には簿価純資産と土地簿価との差額がのれんとして生じることになり、会社分割の場合にも、現金のみを対価として株式だけを受け取った場合には、のれんは生じないことになる。
- ・ 対価の柔軟化に関して、子会社の事業を親会社へ移転し、親会社が保有していた子会社株式を子会社へ渡す場合も取り扱ってはどうかという旨のコメントがあった。当該取引は、共通支配下の取引であり、また、子会社が取得する当該子会社株式については自己株式等会計適用指針に従って、移転された事業の適正な帳簿価額により算定することとなる。企業結合の全てのケースについて適用指針へ明記することは困難につき、コメントへの対応の記載のみとする。

以 上